

平成 27 年 8 月 26 日現在

# 債券内容説明書 (法人情報)

平成 26 事業年度

自 平成 26 年 4 月 1 日  
至 平成 27 年 3 月 31 日



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

1. 本「債券内容説明書（法人情報）平成 26 年度」（以下「本法人情報説明書」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて発行する日本学生支援債券の発行者である独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 27 年 8 月 26 日時点以前の情報に基づき記載しています。
2. 本機構は、日本学生支援債券の発行の都度、「債券内容説明書（証券情報）」（以下「証券情報説明書」という。）を作成する予定です。各証券情報説明書には、該当する日本学生支援債券に関する詳細が記載されます。各日本学生支援債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。なお、本法人情報説明書の作成日以降に公表すべき変更その他の事由が生じた場合には、各証券情報説明書において参照書類の補完情報として記載する予定です。
3. 日本学生支援債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。

本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、日本学生支援債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
4. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日 文部科学省令第 23 号。）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会）に準拠して作成されています。
5. 本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、本機構市谷事務所に据え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)にも掲載します。

本法人情報説明書に関する連絡先

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構 財務部資金管理課

# 目 次

	頁
第1 法人の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	2
3 事業の内容	3
4 関係会社の状況	43
5 役職員の状況	43
第2 事業の状況	44
1 業績等の概要	44
2 対処すべき課題	63
3 事業等のリスク	67
4 経営上の重要な契約等	74
5 研究開発活動	74
6 財政状態及び経営成績の分析	74
第3 設備の状況	80
1 設備投資等の概要	80
2 主要な設備の状況	80
3 設備の新設、除却等の計画	80
第4 法人の状況	81
1 資本金の状況	81
2 役員の状況	81
3 コーポレートガバナンスの状況	82
第5 経理の状況	86
1 財務諸表等	86
【平成26年度】	
(1) 財務諸表	88
(2) 監事による監査報告	109
(3) 独立監査人の監査報告書	114
【平成25年度】	
(1) 財務諸表	117
(2) 監事による意見書	138
(3) 独立監査人の監査報告書	139